

瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程の一部改正について（案）

瀬戸内海広域漁業調整委員会事務局

【改正理由】

(1) 漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第15条で読み替えて準用する第14条第1項及び瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程（以下「事務規程」という。）第5条第1項の規定について、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集することとされている。

しかしながら、会議を招集しようとする際の手続を規定する事務規程同条第3、4項の規定では、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていない等の場合に、農林水産大臣が会議を招集することが想定されていない。

このため、これを改める。

(2) 事務規程第12条の議事録の作成手続に関し、本委員会の運営の効率化を図るため、「署名」ではなく「記名」と改める。

【改正の内容】

上記の理由から、資料2-2（新旧対照表）のとおり修正する。

【参考】 漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）（抄）

（海区漁業調整委員会の会議）

第十四条 海区漁業調整委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときの会議は、都道府県知事が招集する。

2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者にともに事故があるときは、都道府県知

事)は、在任委員の三分の一以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して海区漁業調整委員会の会議を招集すべき旨の要求があつたときは、会議を招集しなければならない。

- 3 海区漁業調整委員会の会議に関し必要な事項は、法令に別段の定めがある場合を除き、海区漁業調整委員会の会議で定める。

(連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議)

第十五条 前条の規定は、連合海区漁業調整委員会、広域漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会の会議について準用する。この場合において、同条第一項ただし書及び第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事（広域漁業調整委員会にあつては、農林水産大臣）」と読み替えるものとする。

瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。</p> <p>2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、農林水産大臣）は、在任委員の3分の1以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、その要求のあった日から15日以内に委員会を招集しなければならない。</p> <p>3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長（<u>会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、農林水産大臣</u>）は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに、各委員に通知しなければならない。</p> <p>4 委員は、会長（<u>会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、農林水産大臣</u>）が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>第12条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに<u>記名</u>するものとする。</p> <p>第13条～第18条 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>	<p>第1条～第4条 (略)</p> <p>(会議)</p> <p>第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。</p> <p>2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、農林水産大臣）は、在任委員の3分の1以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、その要求のあった日から15日以内に委員会を招集しなければならない。</p> <p>3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに、各委員に通知しなければならない。</p> <p>4 委員は、会長が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。</p> <p>第6条～第11条 (略)</p> <p>第12条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員2人以上がこれに<u>署名</u>するものとする。</p> <p>第13条～第18条 (略)</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>

附 則

この規程は、令和8年●月●日（広調委での議決の日）から適用する。

瀬戸内海広域漁業調整委員会事務規程（案）

（所掌事務）

- 第1条 瀬戸内海広域漁業調整委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 2 委員会は、瀬戸内海における資源管理及びこれにかかる漁業調整上必要な事項に関し農林水産大臣から意見を求められたときは、調査審議してこれに答申し、又はこれらに関し必要と認められるときは、農林水産大臣に意見を具申する。

（事務局の所在地）

- 第2条 委員会の事務局は、瀬戸内海漁業調整事務所内に置く。

（委員会）

- 第3条 委員会は、委員14人をもって組織する。
- 2 農林水産大臣は、専門の事項を調査審議させるために必要があると認めるときは、委員会に専門委員を置くことができる。
- 3 専門委員は、学識経験がある者の中から、農林水産大臣が選任する。

（会長及びその職務）

- 第4条 委員会に会長を置く。会長は、委員が互選する。ただし、委員が会長を互選することができないときは、農林水産大臣が漁業法第153条4項2号の委員の中からこれを選任する。
- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員会について、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ委員が互選した者がその職務を代理する。

（会議）

- 第5条 委員会の会議は、会長が招集する。ただし、会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときの会議は、農林水産大臣が招集する。
- 2 会長（会長及びその職務を代理する者がともに欠け又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、農林水産大臣）は、在任委員の3分の1以上の者から書面で会議の目的たるべき事項を示して委員会の会議を招集すべき旨の要求があったときは、その要求のあった日から15日以内に委員会を招集しなければならない。
- 3 委員会の会議を招集しようとするときは、会長 （会長及びその職務を代理す

る者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、農林水産大臣は、あらかじめ議事事項並びに委員会の日時及び場所を公衆の見やすい方法によって公示するとともに、各委員に通知しなければならない。

- 4 委員は、会長 (会長及びその職務を代理する者がともに互選されていないか若しくは欠けたとき又は会長及びその職務を代理する者とともに事故があるときは、農林水産大臣) が適当と認める情報通信機器を活用して会議に出席することができる。

第6条 委員会は、定員の過半数にあたる委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 委員会の会議は、公開とする。

第7条 委員会の会議では、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、委員会において緊急の必要があると認めた事項については、この限りではない。

第8条 委員は、議題について自由に質疑し、意見を述べることができる。

- 2 委員が発言を求めたときは、その要求の順序によって会長がこれを許可する。

第9条 委員会は、必要があると認めるときは、特別の事項に関し参考人から意見を求めることができる。

- 2 参考人の選定は、委員会の意見を踏まえ、会長が行う。

第10条 委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事件については、議事にあずかることができない。ただし、委員会の承認があったときは、会議に出席し、発言することができる。

第11条 会長は、次の事項を記載した委員会の議事録を作成するものとする。

- 一 開会、休憩及び散会の年月日、時刻及び場所
- 二 出席委員の氏名
- 三 付議事項
- 四 議事
- 五 議決の数
- 六 報告書

- 七 答申書又は具申書
- 八 その他重要な事項

第 12 条 議事録は、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上がこれに記名するものとする。

第 13 条 議事録は、一般の縦覧に供するものとする。

(専門部会)

第 14 条 委員会は、その議決により、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、専門の事項の処理に関し調査審議するものとする。
- 3 専門部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 4 専門部会の会議に関し必要な事項は、専門部会の会議で定める。ただし、議事については全員の一致により決するものとする。
- 5 専門部会は、その調査審議の結果を委員会に報告しなければならない。
- 6 委員会は、専門部会の議決を尊重するものとする。

(他の広域漁業調整委員会との協議)

第 15 条 委員会は、委員会の管轄する海域と他の広域漁業調整委員会が管轄する海域に跨って分布回遊する資源、または、委員会が管轄する海域で他の広域漁業調整委員会が管轄する海域の漁業者も利用している資源等に関する事項については、当該広域漁業調整委員会と協議を行い、その同意を得た上で処理するものとする。

(規程の改正)

第 16 条 この規程の改正は、委員会の議決によって行う。

(庶務)

第 17 条 委員会の庶務は、瀬戸内海漁業調整事務所において処理する。

(雑則)

第 18 条 この規程に定めるもののほか、議事の運営に関し必要な事項は、会長がその都度定める。

(附則)

この規程は、平成 13 年 10 月 10 日より適用する。

この規程は、令和 2 年 5 月 29 日より適用する。

この規程は、令和 2 年 12 月 14 日より適用する。

この規程は、令和●年●月●日より適用する。

(以 上)